

VII

学生生活の手引き



学生生活に関する相談

■ 健康サポートセンター

◇ 学生相談室

学生相談室では、専門のカウンセラーが皆さんの相談に応じています。相談希望者は、学生相談室に直接来室するか、または電話で相談の申し込みをしてください。

まずはインターカーがあなたの話を聴き、カウンセリングの予約をとります。可能な限りその場でも対応しますが、相談は原則として予約制です。

相談内容

- ・自分自身のこと
- ・対人関係のこと
- ・学業や将来のこと
- ・心身の不調のこと (不安や緊張、ゆううつ、眠れない、食欲がないなど)

開室時間 月～金曜日 10:30～18:30

TEL.075-322-6025

※精神科医による心の健康相談

週1回 (詳細はホームページ、京都外大 Web Campus 等で確認してください。)

◇ 障がい学生支援室

障がい学生支援室は、障がいや疾病等の理由があり、学生生活を送る上で配慮や支援が必要な学生に対する相談窓口です。「障害者手帳や診断はないけれど困っている」、「どんな支援が必要か分からない」、「今、支援は必要ないけれど相談だけしたい」という場合でも相談できます。

まず、支援室のスタッフがみなさんの話を聴き、配慮や環境調整等が必要な場合は教職員と連携して支援を行います。気軽に相談してください。一緒に考えていきましょう。

また、障がい学生のサポートに興味があるという学生も募集しています。

支援の一例

使用教室や座席の配慮、教科書等の点訳またはテキストデータ化、板書の撮影、講義の録音の許可、重要事項の視覚化、別室受験、時間延長、解答方法の変更 等

開室時間 月～金曜日 10:30～18:30

TEL. 075-757-6248

e-mail: shien@kufs.ac.jp

◇ 保健室

保健室は、学生・教職員の健康診断、健康相談、怪我や疾病等の応急処置、医療機関の紹介、疾病に関する情報提供・注意喚起等を行い、日常の健康管理・健康保持増進および疾病予防に努めています。また、就職・進学・実習等に必要な健康診断証明書の発行も行っています。体調が優れないときや負傷したときは、我慢せずに来室してください。皆さんが健康な学生生活を送れるようサポートしますので、気軽に利用してください。

開室時間 月～金曜日 9:00～21:10

土曜日 9:00～17:00

TEL. 075-322-6024

e-mail: hoken@kufs.ac.jp

定期健康診断

定期健康診断は、自己の健康状態を知り、健康を維持していく上で必要不可欠であり、学校保健安全法で定められていますので、必ず受診してください。また、社会人学生の皆さんは、本学または職場で必ず受診してください。やむを得ず指定した日時に受診できない場合は、大学指定の健診機関を紹介しますので、必ず保健室に連絡をしてください。

なお、健康診断を受診していない学生に対しては、健康診断証明書を発行することができませんので、注意してください。

学校医による健康相談

学校医に相談のある人は、次の時間帯に来室してください。

木・金曜日 13:00～17:00

病気治療中、経過観察中

現在病気で治療中または経過観察中の下宿生や京都市外から通学する学生は、病状が悪化したときに備えて、京都市内の医療機関と連携できるように地元の主治医と相談しておいてください。

就学中の事故防止のため、「主治医の診断書」(学校生活において注意すべきことがあれば付記してもらってください。)または「身体障害者手帳」を保健室に持参してください。

感染症

大学において予防すべき感染症の種類は、法令(学校保健安全法施行規則)で定められています。感染症と診断された場合は、出席停止の措置を行いますので、速やかに保健室に電話で連絡し、指示を受けてください。

治癒後は、「学校感染症治癒証明書」または医療機関所定の「診断書(初診日、発症年月日、診断、登校許可年月日)」を、必ず保健室に提出してください。

感染症の予防

- ア. 十分な栄養と睡眠をとり、体力・抵抗力をつける。
- イ. 食事前や帰宅時には、必ずうがい、手洗いをする。
- ウ. 部屋は、適度な室温や湿度を保つ。
- エ. 流行前に医師と相談のうえ、予防接種を受ける。
- オ. マスクの着用を心がけ、人ごみ等への外出を控える。

■ 人権教育啓発室 < ハラスメントに関する相談 >

本学は、すべての学生および教職員の人権を尊重し、ハラスメントのない快適な環境で教育・研究活動を行うことができるよう、「ハラスメントに関するガイドライン」を制定し、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、アカデミック・ハラスメントも含めたハラスメント防止の取り組みを行っています。

本学は、あなたのセクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントに関する悩みや疑問を受け止め、あなたのプライバシーの保護を第一に配慮し、あなたとともに問題の解決にあたります。

ハラスメントだと感じたら、ひとりで悩まず、いつでも相談に来てください。

開室時間 月～金曜日 9:00～18:30
土曜日 9:00～17:00

TEL.075-322-6045

e-mail: jinken@kufs.ac.jp

ハラスメントは人権侵害

セクシュアル・ハラスメントとは…

相手の望まない性的な言動によって、不快感や屈辱感を抱かせたり、相手の人格や個人としての尊厳を傷つけることです。同性および性的少数者への差別的な言動も含まれます。

< たとえばこんなこと >

- 男女にかかわらず、容姿・容貌を話題にして相手を不快にする。
- コンパなどで不必要に相手の身体にさわる。
- しつように交際を求める。しつこく電話・eメールをする。
- ひわいなことばや性的なことばで冗談をいう。

アカデミック・ハラスメントとは…

教育・研究の場における力関係や上下関係を利用した、いじめ・嫌がらせによって、相手に精神的苦痛や不利益を与える行為です。

< たとえばこんなこと >

- 本人の意思にそわない研究テーマを押しつける。
- 正当な理由なく、指導を行わない。
- 単位認定において、不公平な取り扱いをする。
- 人格を傷つける発言をする。

ハラスメントだと感じたら

被害にあった日時・場所・状況・あなたの対応やその時の気持ちなど、被害の記録をとっておいてください。

相談方法

希望するハラスメント相談員に電話やeメールなどで連絡してください。学科や事務室などに関係なく、ハラスメント相談員を選ぶことができます。

セクシュアル・ハラスメント専門相談員に相談することもできます。

セクシュアル・ハラスメント専門相談員との相談時間は金曜日の14:00から18:00までです。

本学のハラスメント相談員、セクシュアル・ハラスメント専門相談員の氏名や連絡先などの詳細は、リーフレット「ストップ!ハラスメント」を参照してください。

学外の相談機関(無料)

ハラスメントの専門相談機関ではありませんが、一般的な相談に応じてもらえます。

京都府男女共同参画センターらら京都相談室

京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ東館 2 階
TEL.075-692-3437

ウィングス京都(京都市男女共同参画センター)

京都市中京区東洞院六角下る
TEL.075-212-7830

アルバイト

アルバイトは、学資や生活費の一助とするのが基本です。

学業や健康等に支障のないよう十分注意して就労するように心がけてください。

特に新入生の皆さんは、少なくとも春学期中はアルバイトをするよりも、まずは大学生活になれるようにしてください。

本学では、危険を伴うものや教育的に好ましくない職種を避けるため「学生アルバイト情報ネットワーク（バイトネット）」に加盟し、安心・安全なアルバイトを紹介しています。このシステムは、パソコンやスマートフォンから、いつでもアルバイト求人情報を検索することができます。

アルバイト紹介システム利用方法

1. 学生アルバイト情報ネットワーク（バイトネット）にアクセス

<https://www.aines.net/kufs/>

2. 登録

初めて利用する場合は、本学が交付するメールアドレスが必要です。

新規登録ページよりメールアドレスを登録し、IDとパスワードを取得してください。

※学内のパソコンに限り、オートログインが利用できます。

3. 閲覧

取得したIDとパスワードでログインして、本学に登録している求人情報が閲覧できます。

4. 応募

希望する求人先へ各自で連絡し、面接日などの指示を受けます。

※このアルバイト紹介システムは、本学が「(株)ナジック・アイ・サポート」に業務委託しています。

大阪事務局 TEL: 06-4806-0560 FAX: 06-4806-0550

学内でのアルバイト（図書館等）は、掲示板で紹介していますので、各担当窓口に応し込んでください。

■ 注意事項

アルバイトの募集は、求人誌やダイレクトメール、チラシ等さまざまな方法で行われていますが、これらの中には、危険を伴うものや学生にふさわしくない職種、不利益な労働条件なものも含まれており、事故やトラブルも起きています。応募の際には十分注意し、また就労するにあたっては以下の内容を必ず確認してください。

① 仕事内容、就労場所

② 始業・終業時間、休憩時間、休日・休暇の諸条件

③ 賃金（金額、支払日、支払方法）

※時間給契約の場合、休憩時間に対する賃金は、通常支払われません。

※時間外や深夜に労働した場合は、賃金は割増しになります。

④ 仕事中や通勤途中の事故やけが

※労災保険で療養費が支払われます。

その他、不明なことや気になることは必ず契約時に確認してください。

■ トラブルが起こったら

賃金の不払い、就労条件が違うなどのトラブルが起こった場合は、アルバイト就労にも労働基準法が適用されますので、アルバイト先の会社を管轄する労働基準監督署に相談してください。

● 京都労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/home.html>

● 大阪労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/home.html>

● 兵庫労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/home.html>

● 夜間・土日の相談は「労働条件相談ホットライン」へ

TEL: 0120-811-610

月～金 …… 17:00～22:00

土・日・祝 …… 9:00～21:00

食堂・書籍部・購買部・写真スタジオ・ATM

■ LIBRE (リブレ) 12号館 月～金／8:30～19:30 土／11:00～14:00

学内で3つある食堂の中で、一番大きなレストランです。食堂コーナーは557席、喫茶コーナーは112席。みんなで十分リラックスできる広さです。店内のインテリアは清潔でクリアーなイメージ。また、店内では、弁当、パン、ドリンク等を販売しています。

■ COMPAGNO (コンパニョ) 1号館 月～金／8:00～20:00 土／8:00～19:00

1号館地下1階にあるカフェラウンジで、席数は130席。「COMPAGNO」とは、「仲間と共に集う」という意味。学生同士にぎやかに語らい、時には異文化交流も楽しめる、学内のオアシスとなっています。また、ラウンジ内では、学生のニーズにあわせた食品(弁当、パン、菓子、ドリンク等)を取り揃えています。

■ CAFE TARO (カフェタロー) 9号館 月～金／9:00～18:00

留学生が多い大学ならではのちょっとインターナショナルなくつろぎのスペース。席数は72席で、こじんまりしていますが、岡本太郎の絵がひときわ目を引くおしゃれなインテリア、家庭的で親しみやすいメニューなど、静かな人気のレストランです。

■ 書籍部 (11号館) 月～金／9:00～19:00 土／10:00～15:00

学生にとって書籍は大事なパートナー。ここでは一般書はもちろん、洋書や雑誌、専門書まで幅広く揃っています。充実したラインナップは、学生にとって心強い味方です。必要な本がない場合は、注文により取り寄せることもでき、すべて1割引で購入できます。

■ 購買部 (11号館) 月～金／9:00～19:00 土／10:00～15:00

学習に欠かせない文房具はもとより、家電製品からバス回数券、チケット、雑貨品、生活用品がここで購入できるので大変便利です。

■ 証明写真自動スタジオ

11号館購買部東側に、国際学生証、履歴書、パスポート用などの証明写真が撮れる自動スタジオを設置しています。

■ キャッシュコーナー 月～金／9:00～20:00 土／9:00～14:00

三井住友銀行のATMが、2号館1階北側ロビーに設置されています。

※営業時間は、休暇中など臨時に変更する場合があります。

付属図書館

■ 図書館・開館時間

	月～金曜日	土曜日	所蔵資料
図書館本館（7号館1階）	9:00～21:10	9:00～17:00	資料全般
アジア関係図書館（9号館2階）	9:00～18:30	9:00～17:00	アジア関係資料全般
第4閲覧室（8号館地階）	9:00～22:00	9:00～19:30	
第5閲覧室（8号館地階）	9:00～20:45	9:00～16:45	Books for Extensive Reading Dual-LanguageBooks コーナー

京都国連寄託図書館（9号館2階）	9:00～17:00	—	国連資料
------------------	------------	---	------

- ・入館の際、学生証をICカード読み取り部に近づけてください。
- ・休館日は、特別開館日を除く日曜および祝日、創立記念日、夏期・冬期休暇中の一定期間です。
- ・特別開館日の日程、開館時間の変更、休暇中の開館時間、臨時休館については、図書館HPや掲示でお知らせします。

■ 館外貸出について（貸出冊数と期間）

	冊数	期間
大学院生	20冊	4週間
学部生	10冊	3週間
短大生	10冊	3週間
科目等履修生	6冊	2週間
特別貸出（特別図書貸出制度）	6冊	4週間
卒業生	6冊	2週間

- ・自動貸出機について：閲覧室の図書を利用者が自動で貸出できるようにカウンター横に設置しています。
- ・返却について：返却期限までに学生証を添えて返却してください。返却が遅れると延滞日数に応じて一定の期間、貸出を受けられません。文書による督促を受けた時は、通信料・手数料として1通につき100円分の証紙（切手代金を含む）を収めていただけます。
- ・リターンポストについて：閉館中の図書の返却は、図書館本館正面に置いてあるリターンポストに入れてください。（返却遅れの図書は入れないでください。）
- ・予約について：貸出中の図書に予約をすることができますので、閲覧カウンターに申し込んでください。また、図書館ホームページの「京都外大 My Library」からもWeb予約をすることができます。

■ 図書館では次のサービスを行っています。どうぞ、ご利用ください。

レファレンス・サービス	図書館HPから蔵書検索やデータベース検索を利用することができますが、資料の探し方や図書館の利用法がわからない時などはレファレンス・サービスに申し出てください。
スマートフォン版蔵書検索	スマートフォン版蔵書検索ページはこちら → http://osirabe.net/opac.kufs/
購入希望サービス	「購入希望図書申込書」に記入して申し込むことができます。
相互協力サービス	他大学図書館などから相互協力の取り決めに従って、複写物や図書の取り寄せや、他大学での閲覧は所蔵確認業務の後で紹介状を発行することができます。京都府立大学附属図書館とは共同利用協定を結んでいます。
書庫の図書の出納	図書は閲覧室と書庫に配架されています。閲覧室の図書は自由に利用できますが、書庫の図書はコンピュータから検索して係員に申し込んでください。
パソコン利用コーナー	第1閲覧室のパソコン利用コーナーでノートパソコンを利用することができます。第4閲覧室、第5閲覧室にもコーナーがあります。
京都外大 My Library	図書館HPから利用状況照会、貸出履歴、予約登録、Myブックシェルフなど個人ポータルを活用することができます。
文献複写サービス	図書館に設置されている複写機で、図書館の資料の複写を希望される方は、「文献複写申込書」に記入してください。また、「著作権法第31条」（掲示）を守ってください。

※図書館の利用について詳しいことは、『Library Guide』をご覧ください。

マルチメディア利用案内

■ CALL 教室 (1・7・8 号館 / 3 階)

英語を基軸にもう1つの外国語を同時に学べる「2言語同時学習」をはじめ、CALL (コンピュータを利用した語学学習) など、さまざまなメディア教材を活用した授業で使用しています。

■ 情報処理演習室 (6 号館 / 4・5 階)

Word・Excel だけでなく、画像編集、統計処理といった専門性の高いソフトウェアも導入し、コンピュータを利用する数多くの授業で使用しています。

■ 836 教室 (8 号館 / 3 階)

欧州会議 (EU) や国連の欧州本部でも採用されている同時通訳システムを導入。遠隔授業システムを使用して国内外の大学と遠隔授業をすることができます。

■ マルチメディア自習室 MAICO (6 号館 / 6 階)

「個人の学習目標達成のためのマルチメディア利用」という意味を表す『MAICO』。語学学習のための DVD 教材の視聴や英語の発音練習が可能な e-Learning ソフトなど、各種メディア教材を活用した学習ができ、目的に合わせた多様な自習スタイルに対応しています。

・ 個別学習エリア (45 席)

コンピュータを用いた自習のほか、DVD 教材の視聴が可能です。

・ 発音練習ブース (5 席)

個別に仕切られたブースがあり、各自が英語の発音矯正ソフトを使い、声を出して発音の練習をすることができます。

・ グループ学習エリア (2 室 / 各室定員 10 名)

コンピュータ、プロジェクター、スクリーンを備えていますので、グループ発表の練習等に利用できます。

・ マルチメディア編集・制作エリア (1 室)

自分の声を録音したり、メディアコンテンツの編集・制作に活用することができます。

■ 自習用ノートパソコン (1 号館 / 3～6 階・4 号館中 2 階)

1号館3・5階西側の学生ロビー、3～6階東側の学生ラウンジおよび4号館1階・中2階・3階に自習用のノートパソコンを設置し、無線 LAN によりインターネットにアクセスできます。

■ マルチメディア関連機器の貸出

ノートパソコン、プロジェクターやビデオカメラなど、授業や課外活動で使用するマルチメディア関連機器を貸し出しています。

ランゲージセンター <4号館3階>

ランゲージセンターは、皆さんが学んでいる外国語／授業で使用する言語の理解・運用能力の向上を図るとともに、正課外における、多様なニーズに基づいた語学講座などのプログラムを提供します。また、本学が有する語学教育資源を広く学外に提供することにより、地域・社会への貢献に資することも目的としています。

学習相談 学生×教員

語学学習・アカデミックスキル全般についてラーニングアドバイザー（本学日本人・外国人教員）に1対1やペアで相談できるセッションです。学習目標設定・計画、語学検定試験、進路、語学スキル向上、レポートの書き方などについての相談に応じます。「学習について自分が何を悩んでいるかわからない」という相談でもウェルカム！

・アドバイジングセッション

日本人および外国人ラーニングアドバイザーと語学学習・アカデミックスキル全般についてゆっくりと話ができる40分間のセッションです。【予約制 @NINJA】

・スピーキング／ライティングセッション

英米語学科所属の外国人教員と英語のスピーキングとライティングに関することを何でも相談できる20分間のセッションです。【予約制 @NINJA】※ただし、成績に関わる英文添削はできません。

・日本語アカデミックヘルプデスク

日本語を専門とする日本人教員に日本語学習やライティングスキルについて相談ができる予約不要のヘルプデスクです。【@NINJA グループワークエリア】

学び・交流 学生×学生

留学生の母語や英語で話すセッションや留学生と日本語で話すプログラム、ピア（学生）間で学習を行うプログラムの他、タイの大学で日本語を学ぶ学生とのビデオチャットなど国際交流もできます。またNINJA 学生コミュニティによるアクティビティや季節のイベントも開催しています。

・Have a Chat

留学生スタッフと気軽に1対1や小グループで会話を楽しめる20分間のセッションです。原則、使用言語は留学生の母語や英語ですが、日本語を補助的に使うこともできます。会話練習をしたり、勉強について質問したり、ディスカッションをしたり、自由に時間を過ごしながら、語学力や多文化理解力を高めます。【予約制 @NINJA】



Have a Chat

・JCBP : Japanese Conversation Buddy Program

日本語を学習中の留学生と、国際交流を希望する学生がバディを組み、学期中毎週1回40分間日本語で会話をするプログラムです。留学生と日本語で会話する中で、日本人学生も確かな日本語力の必要性を実感し、双方の日本語力を伸ばし合います。さらに、大学生活を豊かにする人間関係の構築や、多文化理解を促します。【マッチング制 @NINJA】



JCBP : Japanese Conversation Buddy Program

• TLJ : Talk and Learn Japanese

タイの大学で日本語を学ぶ学生と1対1でパディを組み、ビデオチャットで日本語授業の復習・会話練習を行います。秋学期の約2ヵ月間毎週1時間の活動では、多文化理解の機会と、「外国語を教える」最初の経験を得ることができます。担当教員が毎週の活動の振り返りを丁寧に見守り、「教える力」も養います。言語を問わず教員志望者にお勧めのプログラムです。

• イベント

NINJA 学生コミュニティ“NINJA Cast”が、ランチタイムのアクティビティや季節ごとのイベント、言語・文化に関するプロジェクトなど様々な企画を実施します。また、教員による外国語学習等に関するランチタイムレクチャーも開講します。【一部予約制 @ ラーニングエリア】

講座

• Basic Japanese Conversation [有料]

英語だけで単位取得が可能なグローバルスタディーズ学科で学ぶ留学生に提供する、日本語入門 (A1) と初級 (A2) クラスです。ランゲージセンターの日本語教員が担当します。

日本での生活、大学での学生同士の交流を豊かにするために、簡単な会話を練習します。教員志望の日本人学生をゲストに招き、双方に有意義かつ実践的な学びの場を提供します。

• 集中英語講座 [一部有料]

ランゲージセンターでは学生の「目的」と「レベル」に合わせて以下の複数の集中英語講座を用意しています。自分に最適な課題にチャレンジして下さい。

• English Skills

英語でのコミュニケーションなどを少人数で楽しく学ぶ講座です。夏期・春期休暇中に1週間程度開講します。All English の授業やコミュニティーエンゲージメントプログラム、留学先、就職先で、英語を自由に使いたい人にお勧めの講座です。

• 基礎英文法講座

英文法を集中的に学ぶ講座です。夏期休暇中に1週間程度開講します。英語をなんとなく読んで、なんとなく書いていませんか？ 中学・高校で習った文法をもう一度学び、「基礎文法を使った正しい英語表現」を自分のものにした人にお勧めの講座です。

• IELTS (アイエルツ)

春学期に IELTS 説明会、IELTS 学内団体受験、事前対策講座を実施します。また夏期および春期休暇中には集中講座を開催し、IELTS のスコアアップのお手伝いをします。

• TOEFL (トーフル)

春学期に TOEFL iBT® 説明会、TOEFL ITP® 学内団体受験、TOEFL iBT® 事前対策講座を実施します。また夏期および春期休暇中には集中講座を開催し、TOEFL iBT® のスコアアップのお手伝いをします。



IELTS・TOEFL 説明会

学修後援隊カフサポ(ピア・サポート英語チーム/日本語チーム)

ピア(peer)は「仲間」、サポート(support)は「支える」という意味があります。つまり、「ピア・サポート」とは「仲間同士で支えあう」という意味です。

学修後援隊カフサポは、本学の学生が充実した学修活動を行うために「学生による学生のためのサポート活動」を行っています。自分の経験に基づき、学生だからこそ気付くニーズを探りピア・ラーニングコミュニティ活動に反映しています。

各種語学検定試験受験料助成

131 または 194 ページへ

外国語自律学習支援室NINJA利用について(4号館1階)

課題やプレゼンテーションの練習、教材の閲覧やe-Learningなど、さまざまな自学自習ができます。さらに、雑誌や多言語のマンガなどで楽しみながら外国語の勉強をすることもできます。授業以外でも外国語を活用し、その運用能力を高めるために、NINJAを積極的に利用して下さい。

< NINJA Facebook > < NINJA Instagram >



国際文化資料館 <10号館3階・4階>

京都外国語大学国際文化資料館は、世界各地の民族資料を収集、研究、保存し、展示するため1990年に準備室を開設、1991年に開館しました。近年新たに古代アンデスの考古資料を収蔵し、既存資料とともに展示・公開しています。

国際文化資料館は、〈PAX MUNDI PER LINGUAS〉、すなわち「言語を通して世界の平和を」の建学精神を具体的な博物館活動で実践している研究・教育・普及・国際交流施設です。世界の各地でさまざまな民族が創り上げた資料を収集、調査研究、展示、そして本学学生はもとより地域に関かれた教育普及活動を行ない、地域から世界に向けた協働と交流を進めています。

近年、博物館の文化的、社会的、経済的役割が大きく変化しています。博物館が地域社会の一員として、地域課題の解決に地域住民とともに取り組んでいく必要があります。現在、国内だけでなく中米諸国、アジア諸国で実践している外部連携活動も、国際文化資料館の主要な柱の一つです。地域を博物館と見立てたフィールドミュージアム活動、考古学と博物館を仲介者とした実践的地域研究、国際共同研究も、各国にある大学間協定校や交流協定を結んだ博物館、そして地域コミュニティとの協働が背景となっています。

京都文化も大切なテーマです。京のまちなかのコミュニティの方々との協働、伝統的建造物の建築・保存・修復に関わる専門の方々との連携、京都文化を地域の方、現場の方々と一緒に学び広く発信すること、これも国際文化資料館の欠くことができない活動の柱であります。

そして、これらのために、講演会や研究講座、国際シンポジウム開催など多様な教育普及活動を充実させていくこともまた柱の一つです。

国際文化資料館は平和に貢献できる人間を育む場でもあります。本学には、国際文化資料館の主旨と活動と連携し、世界で活躍できる国際的学芸員の育成、地域社会に貢献できる学芸員の育成を目指す博物館学芸員資格課程のプログラムがあります。国際文化資料館が地域～世界につながる、世界へ飛び出すベースになっています。

■おもな外部連携事業協力先

【地域活性化事業】 福井県越前町西三区自治協議会

京都市龍池学区自治連合会

京の三条まちづくり協議会

姉小路界隈を考える会

文友会

【国際協働】 ウズベキスタン共和国世界遺産ヒヴァ博物館保護区（博物館交流協定館準備中）

エルサルバドル共和国エルサルバドル工科大学（交流協定校）

コスタリカ共和国中央銀行黄金博物館（博物館交流協定館）

ヒスイ博物館（博物館交流協定館）

コスタリカ国立博物館（博物館交流協定館）

ニカラグア共和国ニカラグア国立自治大学（交流協定校）

カトリック大学（交流協定校）

ブルーフィールズ・インディアン・カリビアン大学附属大西洋沿岸資料研究所（博物館交流協定館）

ブータン王国 タンカ保存修復センター（博物館交流協定館準備中）

開館日時 月～金曜日 10:00～17:00

休館日 土曜日・日曜日・祝日

※展示替えなどのため臨時休館することがあります。

※特別展開催時は、休館日が変更になります。

TEL.075-864-8741

e-mail: umc@kufs.ac.jp

HP <http://www.kufs.ac.jp/umc>



奨学金一覧

※制度に変更が生じる場合がありますので、必ずホームページ等で確認してください。

経済的負担を軽減し、安心して学生生活を送れるよう、各種奨学金制度を設けています。

また、資格取得についても、年間2回、語学検定試験の受験料相当額を後援会が補助するなど、学生の学ぶ意欲に応える制度を整えています。

留学したい学生対象

■交換留学プログラム

(1学期間・2学期間)

給費

- 留学先大学の授業料免除および留学奨学金19～50万円
海外の協定大学へ派遣する学生に対して支給

対象	採用人数
大学に在学する正規生	160～
短大に在学する正規生	290名

■セメスター・アブロード・プログラム

(1学期間)

給費

- 留学先大学の授業料相当額
海外の協定大学へ派遣する学生に対して支給

対象	採用人数
大学に在学する正規生	40名

■ブリッジ・プログラム

(2学期間)

給費

- 留学先大学の授業料相当額
海外の協定大学へ派遣する学生に対して支給

対象	採用人数
大学に在学する正規生	6名

■オフ・キャンパス・プログラム

(短期留学) (5週間)

給費

- 留学先大学の授業料、往復航空運賃、宿泊費および保険料の合計金額の20%相当額(上限)
海外の協定大学へ派遣する学生に対して支給

対象	採用人数
国際教養学科 1～3年次生	30名

■夏期英語研修

(5週間)

給費

- 留学先大学の授業料、往復航空運賃相当額
海外の協定大学へ派遣する学生に対して支給

対象	採用人数
短大に在学する正規生	4名

経済的理由により修学困難な学生対象

■家計困窮者に対する学費免除

- 秋学期の学費相当額

勉学に励みながら、家計の状況が厳しく、修学が困難な学生に対して支援する

給費

対象	採用人数
大学1～4年次生	40名程度
短大1・2年次生	6名程度

■自然災害等の被災による学費減免

- 当該学期の学費全額または

1/2相当額を免除および見舞金10万円
自然災害により被害に遭った学生に対して支援する

給費

■私費外国人留学生対象授業料減額

- 当該年度の授業料の50%を

限度として減額
学業成績優秀者で、経済的理由により学費の納入が困難な私費外国人留学生に対して支援する

給費

対象	採用人数
大学に在学する正規生 (在留資格「留学」を有する人)	30名程度

■日本学生支援機構奨学金

- 2～12万円(月額)

学業成績優秀者で、経済的理由により修学困難な学生に対して学資を貸す(有利子・無利子)

貸費

成績優秀者の学びをサポート

■森田基金奨学金

- 大学 30 万円 (単年度) (給費)
- 短期大学 15 万円 (単年度)
- 学業成績が特に優秀で、ほかの学生の模範と認められる人に支給

対象	採用人数
大学 2～4 年次生 (外国語学部・英米語学科)	各学年 6 名程度
大学 2～4 年次生 (外国語学部・英米語学科以外)	学科毎に 各学年 2 名程度
大学 2～4 年次生 (国際貢献学部)	学科毎に 各学年 3 名程度
短大 2 年次生	4 名程度

■校友会奨学金

- 15 万円 (単年度) (給費)
- 学業成績優秀者で、日本との文化交流に貢献する私費外国人留学生に対して支援する

対象	採用人数
大学に在学する正規生 (在留資格「留学」を有する人)	8 名

■後援会奨学金

- 15 万円 (単年度) (給費)
- 学業成績優秀者で、経済的理由により修学困難な外国人留学生に対して支援する

対象	採用人数
大学 1・2 年次に在学する正規生 (在留資格「留学」を有する人)	5 名

語学検定試験の資格取得をバックアップ

■新入生対象 TOEIC 受験料免除

- 受験料相当額 (給費)
- 入学後に実施する TOEIC (IP) の受験料相当額を補助

対象	採用人数
大学の新生	新入生全員
短大の新生	

■TOEIC IP 受験料免除

- 受験料相当額 (給費)
- 年度末に実施する TOEIC (IP) の受験料相当額を補助

対象	採用人数
大学に在学する正規生	受験者全員
短大に在学する正規生	

■語学検定試験受験料援助制度 (後援会)

- 受験料相当額 (給費)
- 各種語学検定試験の受験料相当額を後援会が年間 2 回補助

対象	採用人数
大学に在学する正規生	申請者全員
短大に在学する正規生	

※対象となる検定試験
P115・178 参照

その他にもさまざまな支援制度を用意

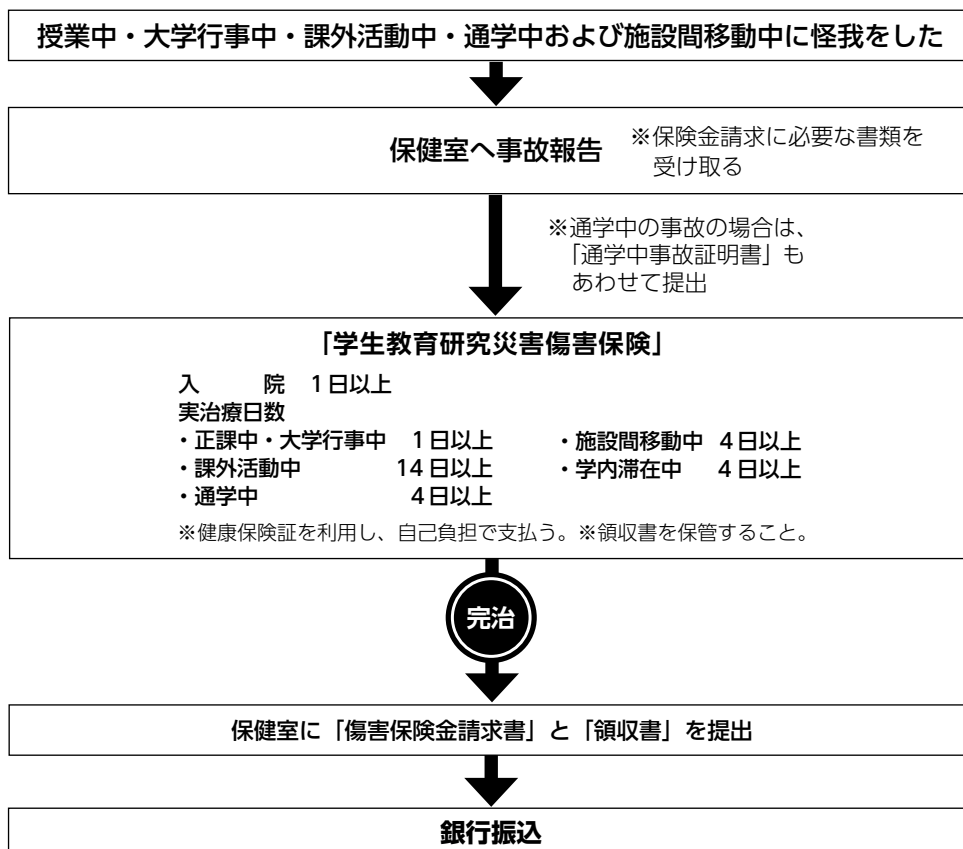
名称	制度概要	対象	採用人数	支給額
校友会 「輝く星となる学生」 奨学金 (給費)	学業成績優秀者で、将来に向けてさらなる可能性 (潜在的な能力) を有している学生に対して支給	大学 1～3 年次生 短大 1 年次生	5 名	10 万円 (単年度)
校友会 併設短期大学推薦編入学試験 入学検定料助成金 (給費)	併設短期大学推薦編入学試験で合格し入学する学生に対し、入学検定料の一部を支給	短大 2 年次生	40 名程度	3 万円 (単年度)
石間裕奨学金 (給費)	学業成績優秀者で、就職への意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な学生に対して支給	大学 3 年次生	1 名	40 万円 (単年度)

上記以外に、民間団体や地方自治体からも本学に対して奨学金の募集依頼があります。

災害傷害保険給付

■ 学生教育研究災害傷害保険

授業・大学行事・課外活動に安心して参加できるよう、正規生全員が加入しています。(大学負担)



■ スポーツ安全保険

本学公認団体に対して、加入を義務付けています。

■ 学生総合補償制度 (学生保険)

学生生活における傷害事故・賠償を要する事故等不測の事態に備え、学内外を問わず、1日24時間を総合的に補償する東京海上日動火災保険株式会社の「学生総合補償制度」を紹介しています。この制度への加入は任意で、希望者は下記へ連絡してください。

問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社取扱代理店：T. S. A.

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-16-10

フリーダイヤル 0120-085-086

NO DRUGS!

「危険ドラッグって、どこでも手に入るじゃない」「大麻って実は安全なんだって」「海外では合法だから大丈夫」「1回ぐらいならやったら平気」「みんなやっているよ」「気分が明るくなるよ」

これらはよく聞く誘い文句ですが、このような甘い言葉に乗せられて興味本位で薬物に手を出すのは絶対にやめてください。気づいたときには薬物がないと生活できなくなり、友人関係や家族関係も崩壊し、とりかえしのつかない事態に陥ります。

怖いのは、薬物に関する中途半端な知識と「自分は大丈夫。関係ない」という思いこみです。大麻をはじめ薬物乱用に関する正しい知識を身につけ、断る勇気を持ちましょう。

危険ドラッグは、近年、特に深刻な社会問題となっており、意識障害や呼吸困難などの深刻な症状を引き起こすだけでなく、乱用者による犯罪や交通事故が頻発しています。これまでも薬事法によって指定薬物の輸入、製造、販売、授与などが禁止されていましたが、安易に入手・使用する事例が多くみられるため、平成26年4月1日から所持、使用、購入、譲り受けも新たに禁止されました。持っているだけでも取り締まりの対象となることをしっかりと認識してください。違反した場合、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらが併科されます。

大麻は、記憶への影響、学習能力の悪化、知覚の変化、人格喪失などを引き起こすほか使用を止めても依存性が残るなどとされています。

大麻は、大麻取締法により刑罰の対象になります。

- ・栽培、輸入、輸出 → 7年以下の懲役
- ・所持、譲り受け、譲り渡し → 5年以下の懲役

覚醒剤は、特に依存性が高く、乱用を続けると覚醒剤精神病になります。その症状は、使用を止めても長期間残る危険性があります。大量の覚醒剤を摂取すると急性中毒になり、死亡することもあります。

覚醒剤は、覚せい剤取締法により刑罰の対象になります。

- ・輸入、輸出、製造 → 1年以上の懲役
- ・使用、所持、譲り受け、譲り渡し → 10年以下の懲役

また、ほかの薬物も「麻薬及び向精神薬取締法」「あへん法」「毒物及び劇物取締法（シンナー等）」などの法律で規制されています。

< 参考 > 専門の相談窓口

きょうと薬物乱用防止情報センター TEL:075-414-4790 e-mail: yakumu@pref.kyoto.lg.jp

京都府精神保健福祉総合センター TEL:075-641-1810

京都市こころの健康増進センター TEL:075-314-0355

薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」ホームページ URL: <http://www.dapc.or.jp/>

薬物乱用防止学生委員会

本委員会は、大学内だけでなく幅広いフィールドで社会貢献活動をしている国内で初めての学生主導型組織です。京都薬物乱用防止行動府民会議および京都府健康福祉部薬務課・京都市こころの健康増進センター・京都府警・ライオンズクラブ等の団体、そして本学学生部と連携を図りながら薬物乱用防止啓発活動をしています。（学内での年数回にわたる講演会開催や、学外各所での薬物乱用防止キャンペーン等を実施）

ストーカーは犯罪行為

同じ相手に対して繰り返し「つきまとい」を行うのがストーカー行為です。平成 12 年 11 月 24 日に通称「ストーカー規制法」が施行され、こうした行為に対する処罰や被害者に対する援助が定められました。その後、直接的な行動だけでなくインターネットを使ったネットストーカーにも対応するため、平成 25 年にストーカー規制法の一部が改正され、電子メールの連続送信も「つきまとい」行為に含まれるようになりました。また、平成 29 年には、SNS 等でのメッセージの連続送信や、個人のブログへの執拗な書き込みを、つきまとい行為に追加されました。なお、ストーカー規制法では女性だけでなく男性も保護対象となります。

こんな人がストーカー

特定の人に対する好意の感情などを満たすため、次のような行為を繰り返して行えばストーカーとみなされます。

- 住居や学校などでのつきまとい、待ち伏せ、押しかけ、うろつき。
- 監視していると告げる行為。
- 面会、交際など義務のないことを要求すること。
- 著しく粗野な言動、乱暴な言動。
- 無言電話、連続した電話・ファクシミリ・電子メール・SNS メッセージ。
- 汚物や動物の死体などの送付。
- 名誉を傷つける。
- 性的羞恥心を侵害する。

被害を受けたらまず警察に相談

警察ではこうした悪質な行為に対して、行為者への警告や犯罪捜査による検挙などを行うほか、被害者に対して被害防止策のアドバイスや防犯機器の一時貸し出し、被害の防止交渉に関する助言などを行っています。

警察の警告書に従わない場合は、都道府県公安委員会が禁止命令を出すことができ、これに従わない場合は 1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金となります。なお、警視庁の統計によると警告によって 90%以上がストーカー行為をやめています。

相談時にはできるだけ多くの証拠を

ストーカー行為は人間の感情と深く関わっているため、公的機関である警察の介入が難しい面もあります。そこで、警察に相談する際は自分の受けたストーカー行為が第三者にも明確に伝わるよう、できれば次のような証拠を集めておきましょう。

- ストーカー行為のあった日時や場所をできるだけ詳しく記録しておく。
- ストーカーの言動や動作を文書にしておく。
- 手紙やメールを保存し、電話や会話も録音しておく。
- 相手の身元が分からない場合は、身長や体型、メガネの有無や髪形など、できるだけ詳しい特徴を記録しておく。

ストーカー被害の相談は…

京都ストーカー相談支援センター TEL.075-415-1124
京都府警 警察総合相談室 # 9110 または TEL.075-414-0110
最寄りの警察署

あの手この手の悪質商法

言葉巧みな勧誘で高額な商品やサービスを売りつける悪質商法。そのターゲットになりやすいのが社会的経験に乏しい若者です。悪質商法で扱われる商品は、絵画や宝石から健康器具、布団、さらに学習教材や資格講座、エステまで多彩。世の中にはそんなにおいしい話などないはずと冷静に考えて、だまされないようにするのが一番ですが、万一契約してしまった場合はクーリング・オフ制度を利用してすぐに解約し、被害を防止しましょう。

悪質商法の手口はさまざま

■マルチ(まがい)商法

友だちや知り合いを販売組織に加入させたり、商品を売ったりすると次々にリポートが入って簡単に高収入が得られる。そんな誘い文句で入会を促し、入会金や商品の購入代金を支払わせる商法です。しかし、実際には1人が2人を、2人が4人を勧誘するといったネズミ算式のシステムはすぐに行き詰って破綻してしまうことが明らかです。また、金銭的な被害だけでなく、加入した人は身近で声を掛けやすい友人などを勧誘するため、大切な人間関係を損なうことも少なくありません。最近ではインターネットを利用した「ネットねずみ講」も広がっていますので十分に注意してください。

■キャッチセールス

繁華街などで「アンケートに答えてください」「いま、無料でお肌のチェックをしています」といった声を掛けて営業所などに誘導し、断り切れない雰囲気をつくって高価な宝石や化粧品、エステなどを強引に契約させる手口です。知らない人から甘い話を持ちかけられても決して応じないようにしましょう。

■アポイントメントセールス

電話や郵便で「珍しい宝石があるのでご覧いただきたい」とか「あなたが当選なさいました」と営業所や喫茶店などに呼び出し、商品や会員権などを売りつける手法です。呼び出された先では帰ろうとしても帰らせてもらえず、何時間も説得されるため根負けして買ってしまうケースが多いようです。また、出会い系サイトなどで知り合った異性から「会いたい」と誘われて出かけ、宝石や毛皮など高額商品の契約をさせられる「デート商法」にも気を付けてください。

■資格商法

「安い受講料で簡単に資格が取れる」「資格の取得後は高収入が約束されている」といった言葉で建築士や社会保険労務士、電気主任技術者などさまざまな資格取得講座の受講を勧め、高額な登録料を請求したり、教材を売りつけたりする商法です。電話でしつこく勧誘された場合も、「結構です」「はいはい」といったあいまいな対応は禁物。勝手に承諾とみなされることがあります。また「認定前の国家資格」といったふれこみで架空の資格を勧める手口や、「以前受講した講座がまだ終了していない」「被害者リストから削除する」と言って新たな請求をしてくる二次被害も見られるので注意してください。

■モニター商法

布団や着物、浄水器などのモニターになってアンケートに応えたり、感想を報告したりすればモニター料を支払うと言って購入契約をさせる商法です。実際にはモニター料が支払われず、高額の商品代金だけが請求されるといった被害があります。

■内職・アルバイト商法

自宅でできるアルバイトを紹介するなどと言って勧誘し、その仕事に必要なことから講習会に参加させたり商品を購入させたりします。しかし、仕事は紹介されず、講習費用や商品代金だけを取られてしまいます。

しまった!と思ったらクーリング・オフ

悪質商法にはほかにもさまざまな手口があり、若者の被害はあとを絶ちません。巧みな言葉でだまされたり、精神的に追い込まれたりして、冷静な判断ができないまま契約を交わしてしまうのです。しかし、そこであきらめないでください。あなたを救うためにクーリング・オフという制度があります。

一般的に、契約を交わせばお互いにそれを守るのが原則ですが、消費者を守るため、契約したあと頭を冷やす(Cooling Off) ための時間を設けて、一定期間内なら無条件で契約を解除できるようにしたのがクーリング・オフ制度です。

クーリング・オフ制度による解約は、期間内(下記参照)にハガキなどの書面で行います。契約先への送付は特定記録郵便または簡易書留を用い、送付内容は必ずコピーしておきましょう。クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社に同時に通知します。

< クーリング・オフができる取引と期間 >

- 訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールスなどを含む): 8日間
- 電話勧誘販売: 8日間
- 特定継続的役務提供(エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス): 8日間
- 連鎖販売取引(ネットワークビジネスマルチ商法): 20日間
- 業務提供誘引販売取引(内職・アルバイト商法、モニター契約など): 20日間

悪質商法やクーリング・オフ制度の相談は…

悪質商法 110 番 TEL.075-451-9449
京都府消費生活安全センター TEL.075-671-0004
京都市消費生活総合センター TEL.075-256-0800

命にかかわるアルハラ

大学生になると、新入生歓迎コンパやサークルの飲み会、大学祭など“お酒を飲む機会”が次々と待ち構えています。これらは仲間と過ごす楽しい時間のはずですが、同時に、急性アルコール中毒など死に至る深刻な危険もはらんでいます。法律で禁じられた未成年の飲酒はもちろん、たとえ成人であってもイッキ飲みや飲酒の強要は重大な事故につながりかねません。また、自動車やバイク、自転車などの飲酒運転による事故は被害者やその家族だけでなく、加害者自身の人生も台無しにしてしまいます。こうした悲劇を避けるためにも、アルハラ（アルコール・ハラスメント）についての認識をしっかりと持ち、飲酒のルールを確実に守ってください。

アルハラの実態とは

人権を侵害し、時には人の命を奪うことにもなりかねないアルハラ。次のような行為はすべてアルハラといえます。

■ 飲酒の強要

先輩・後輩の関係や罰ゲームなどで圧力をかけ、飲まなければならない状況に追い詰めることです。

■ イッキ飲ませ

場を盛り上げるために一息で飲み干すことを強要したり、早飲み競争をさせること。

■ 意図的な酔いつぶし

酔いつぶすことを意図して飲ませること。場合によっては傷害行為にもあたります。

■ 飲めない人への配慮を欠くこと

本人の体質や宗教上の理由などを無視して無理やり飲ませるのはもちろん、酒類以外の飲み物を用意しなかった、飲めないことをからかったりする行為も該当します。

■ 酔ったうえでの迷惑行為

からんだり悪ふざけをする、暴言・暴力、セクハラ、その他のひんしゆく行為です。

※無理に飲ませた人が強要罪や傷害罪に問われるだけでなく、現場ではやし立てた人も傷害現場助成罪などに問われます。アルハラに気づいたら、すぐにやめさせましょう。

こんな状態は危険信号

お酒の飲み過ぎによる急性アルコール中毒では吐き気、嘔吐、めまい、動悸、血圧低下、意識障害などの症状があらわれます。次のような状態に陥った場合、あるいは命の危険を感じた場合にはすぐに応急処置を施し、ためらわずに救急車を呼んでください。

- 大きないびきをかいて、呼びかけたりつねったりしても起きない。
- 顔色が悪く、とろんとしていて、名前を呼んでもまったく反応がない。
- 体温が低下して全身が冷たくなっている。
- 呼吸が異常に早く浅いか、異常にゆっくりしていて時々しか息をしていない。

覚えておきたい応急処置

- 周囲の人が付き添い、絶対に一人にしないでください。
- 衣服をゆるめて楽にし、毛布などを掛けて保温します。
- 酔いつぶれた人を抱き起して無理に吐かせるのは窒息の恐れがあって大変危険です。横向きにして吐物が自然に口から出るようにします。

カルトの罠にはまらない

カルト団体は、学生に被害を与えるだけでなく被害を社会に広げて学生を加害者にします。「信教の自由」はそこになく、カルト団体は信教・思想の自由、財産を侵害し、人間関係と社会生活を破壊します。絶対に近寄ってははいけません。向こうから近寄って来たら、きっぱり拒絶してください。

カルトの見分け方～例示～

■名前がない、名前が変わる（初期）

カルトは、最初は名乗りません。サークルを偽装したりボランティア活動やスポーツ、文化イベント、セミナーの形で、「親切で優しい」先輩の顔で誘惑します。

■活動内容が変わる（初期）

時期や参加者により活動内容を変え学生の興味を引きます。また、「1ヵ月体験入会」、「格安合宿」などの看板を掲げることもあります。

■異常に厳しい生活上の決まり

飲酒、喫煙、恋愛の禁止 等

■教祖や教団組織への盲目的服従

■信者の過去や人間関係の否定

■教団外の組織・制度の敵視

■信者の自主性やプライバシーの軽視

カルトへの対処法

■怪しい人（魅力ある、親切な、優しい人に見える）には近寄らない。

住所や電話番号を教えると、しつこく勧誘します。勧誘されたら、きっぱり断わってください。

■誰かに話す。

「この話には深い意味がある。ほかの人には理解できないから、両親や友人に話さないように」と言われたら、必ず家族や友人に話をしてください。

■情報統制を感じたら、直ちに逃げる。

この団体の言うことだけが正しくて、社会一般の情報は誤りであると言われたら、その時すでにあなたは危機的状況にあります。すぐに逃げてください。

■はっきりしなくても、大学（学生部）に相談する。

大学にはカルト関連の情報が 있습니다。他の大学や警察とも連携しています。

■証拠を確保する。

文書は日付を記して保存し、献金等の場合は日時といきさつをメモする。違法行為があれば写真記録や録音をする。

■自主性・自立性の養成

特に、新入生がカルトの勧誘のターゲットになります。根本的な解決策は、多くの情報を取り入れ、さまざまな人とコミュニケーションをとりつつ、批判的精神を鍛え、自主性・自立性を養成することです。

このことは、悪徳商法の罠や不正薬物の誘惑などに対して身を守ることにもつながります。

< 参考 > 日本脱カルト協会 <http://www.jsocr.org/>

20歳になったら国民年金

国民年金とは、年老いた時やいざという時の生活を、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。

20歳になったら、必ず国民年金加入の手続きをしてください。

学生納付特例制度

申請により在学中の保険料納付が猶予される制度です。

所得がない学生が、将来、保険料の未納期間を理由に、老齢基礎年金や障害基礎年金を受け取れなくなることを防ぐため、本人が申請すれば保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例の期間は、年金を受け取るために必要な期間として計算されます。また、病気やけがで障害が残った場合も年金を受け取ることができます。

※猶予期間は、年金を受け取るために必要な「受給資格期間」として扱われますが、年金額には反映しません。

ただし、10年以内にその期間の保険料を納付すれば、年金額に反映されます。

申請書は、住民票を登録している市(区)役所・町(村)役場の国民年金窓口または最寄りの年金事務所に提出してください。

詳細は、日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)で確認してください。

選挙権は18歳以上

公職選挙法等の一部が改正され、選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられたことによって、大学および短期大学の全ての学生が有権者になりました。

選挙は、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる大切な機会です。

選挙のマナーやルールを理解し、選挙権を有効に使ってください。

選挙に行くために

選挙権を持っていても、実際に投票するためには、市区町村の選挙管理委員会が管理する名簿(選挙人名簿)に登録されていなければなりません。選挙人名簿は、住民票がある市区町村で登録されます。実家を離れて下宿をする場合は、必ず住民票を移す手続きをしてください。事情により、住民票を移していない人は、実家のある市区町村で投票することになります。

選挙当日投票所に行けない場合は「期日前投票制度」や「不在者投票制度」、また、長期の留学中の場合は「在外投票制度」を利用することができます。

詳細は、市区町村の選挙管理委員会に問い合わせてください。